

生野区役所 × (一社)大阪府不動産コンサルティング協会

「空き家対策」への大きな一歩

令和3年6月23日、生野区役所は、区内の空き家等対策を推進するため、一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会と事業連携に関する協定を締結しました。



左:山口生野区長
右:(一社)大阪府不動産コンサルティング協会 米田会長

こんなお悩みはありませんか？

- 空き家が老朽化して事故にならないか心配している。
- 空き家の名義が亡くなった祖父のままになっている。
- 相続した空き家、何から手を着けたら良いかわからない。
- 不動産業者に聞いたら売れないと言われた。
- 借地の空き家を持っているが、どうしたら良いか。
- 賃貸用の長屋が古くなり、借り手がいない。
- 空き家の一部が壊れた。この後どうしよう。



今の状態では
「売れない」「貸せない」など
流通性の低い空き家に対して、
専門家が問題解決の
サポートを行います!

令和3年度国土交通省「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」

大阪府不動産コンサルティング協会の 空き家相談ホットライン

☎06-6210-3740 (平日10:00~16:00)

住所:大阪府中央区安土町1-4-11 エンパイヤビル3階

問合せ 区地域まちづくり課 4階44番 ☎06-6715-9923 FAX06-6717-1163

古い木造住宅の解体を応援します!

大阪市では、密集市街地における防災性の向上を図るため、一定の要件を満たす木造住宅の解体費用の一部を補助しています。

【重点対策地区】

生野西1~4丁目、生野東1~4丁目、勝山北1~5丁目、
勝山南1~4丁目、鶴橋1~5丁目、中川西1~3丁目、
舍利寺1~3丁目、桃谷1~5丁目、林寺1丁目、
林寺2丁目※、林寺3丁目、林寺5丁目

【補助の対象】

幅員6m未満の道路に面する敷地等
において、昭和56年5月以前に建て
られた木造住宅

【補助の内容】

◆解体費用の補助 補助率:2/3
◆補助限度額 戸建住宅100万円
集合住宅200万円
(長屋の一部解体は100万円)

【対策地区】

小路1~3丁目、小路東1~6丁目、新今里1~7丁目、
田島1~5丁目、巽北1~4丁目、巽西1~4丁目、
中川1~6丁目、中川東1~2丁目、林寺2丁目※、
林寺4丁目、林寺6丁目

【補助の対象】

幅員4m未満の道路に面する敷地等
において、昭和25年以前に建てられ
た木造住宅

【補助の内容】

◆解体費用の補助 補助率:1/2
◆補助限度額 戸建住宅75万円
集合住宅150万円
(長屋の一部解体は75万円)

ほかにも!

耐震性能を満たさない平成12年5月31日以前に建築された
市内全域の住宅等について、改修または解体の補助制度があります。

くわしくは [問合せ](#) まで。市HPでも制度の紹介をしています。



※…一部該当しない場所がありますので、[問合せ](#) まで。
(注)別途、補助対象面積による限度額があります。

[問合せ](#) 都市整備局生野南部事務所
(生野区役所5階)

☎06-6717-8266
(平日9:00~17:30)

